

「事業報告書等未提出特定非営利活動法人に関する取扱要綱（改正）」の概要

【要綱の趣旨】

神奈川県知事が所轄する特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第 29 条及び特定非営利活動促進法施行条例第 8 条の規定により提出しなければならない事業報告書等を、同条に定める期限までに提出しない場合の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、所轄庁として法に基づく適正かつ円滑な事務の執行を図るとともに、県民に対し適切に必要な情報を提供することを目的として、取扱要綱を策定する。

【要綱の概要】

- ・ 事業報告書等未提出の特定非営利活動法人があるときは、当該法人の代表者（代表者不在の場合は理事のうち役員名簿の上位者）に対し、督促書を送付する。
- ・ 3 年以上事業報告書等を未提出であり、かつ未提出 3 年目の事業報告書に係る督促書において指定された期限までに事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、当該法人の代表者（代表者不在の場合は理事のうち役員名簿の上位者）の住所を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書を送付する。
- ・ 3 年以上事業報告書等を未提出であり、かつ未提出 3 年目の事業報告書に係る督促書において指定された期限までに事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人に対しては、認証取消しを行う旨の通知をするとともに、当該法人の名称等について県ホームページに登載する。

【改正の概要】

- ・ 督促書の送付について、従前は 1 事業年度につき 2 回行っていたところ、事務簡素化のため、改正後は 1 回とする。
- ・ 法人代表者不在の場合、従前は理事及び監事のうち役員名簿の上位者に督促書を送付するものとしていたところ、監事は法人の代表権を有しないため、改正後は理事のみとする。
- ・ なお、3 年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ、条例第 8 条に定める期限が令和 5 年 11 月 30 日以前の特定非営利活動法人に関する督促書の送付については、なお従前の例による。

《参考》

- 特定非営利活動促進法
第 29 条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。
- 特定非営利活動促進法施行条例
第 8 条 法第 29 条（法第 52 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの 3 月以内に行わなければならない。